

杉並中継所に関する環境・健康問題

< 杉並中継所の開設と健康不調の訴え >

平成 8 年 4 月、杉並区井草 4 丁目に区立井草森公園と東京都清掃局（当時）の杉並中継所が開設されました。

施設の開設後、井草森公園や杉並中継所の周辺にお住まいの方々などから、のどの痛み、口・眼の異常など健康不調の訴えが平成 8 年夏頃までをピークに続きました。

これに対し区では、杉並中継所周辺の健康不調者の調査、それらの追跡、専門医による健康相談などを行ってきましたが、現段階では、ほとんどの方が症状の消失又は、一般的な慢性疾患として治療されている状況です。

この健康不調の原因として、一部住民の方々などから杉並中継所の排気に含まれる化学物質が指摘されてきましたが、東京都や杉並区が実施した各種環境調査の結果からは、そのような結果は認められておりません。

< 国の公害等調整委員会の原因裁定 >

平成 9 年 5 月、健康不調となった住民の方々などが、国の公害等調整委員会に東京都を被申請人として「原因裁定」の申請を行い、平成 14 年 6 月、この杉並中継所問題に関する国の公害等調整委員会の裁定が出されました。これは、平成 9 年 5 月、健康不調となった住民の方々などが国の公害等調整委員会に東京都を被申請人として申請した「原因裁定」で、5 年間で延べ 20 回の審問が開かれ、申請人・被申請人側の双方の参考人尋問などが行われました。

裁定の内容は 申請人 18 名中 14 名については、平成 8 年 4 月から 8 月頃に生じた健康不調の被害の原因は、被申請人の管理に係る杉並中継所の操業に伴って出された化学物質による 上記申請人のその他の症状に係る申請及び他の申請人の申請については棄却する、というものでした。

この裁定を受け、杉並区は「現在の施設管理者として、この裁定を真摯に受け止める。今後も安全操業を確認するための環境モニタリング調査や健康相談を引き続き行っていきます。また、ごみの減量対策を進めるとともに、周辺環境への影響を少なくする努力を続け、なるべく早い時期に杉並中継所を不要なものにしていきたい」という区長談話を発表しました。

< 今後 10 年で杉並中継所を不要なものとする計画 >

杉並区は、平成 15 年 3 月に発表した「一般廃棄物処理基本計画」の中で、「杉並中継所を不要なものにしていくための取組み」を重点目標として挙げています。

具体的には、不燃ごみの減量化・資源化の徹底などにより、10 年後の平成 24 年度を目標に、杉並中継所を不要なものにするというものです。また、廃止に至るまでの間は、環境モニタリング調査の継続、周辺環境への影響をより少なくするための措置を行い、安全操業を確認しながら中継所を使用していくこととしています。



杉並区環境白書

平成 15 年度版
平成 16 年 1 月発行

登録印刷物番号

15 - 0104

編集・発行

杉並区環境清掃部環境課
杉並区阿佐谷南一丁目 15 番 1 号
電話 (03) 3312 2111 (代表)



この印刷物は、大豆油インクを使用しています。
また、古紙配合率 100% の再生紙を使用しています。

大豆油インクは、一般の印刷用インクよりも、大気汚染の原因のひとつである揮発性有機化合物の発生が少なく、廃棄物の処理も簡単です。紙と分離しやすいため、リサイクルにも適しています。